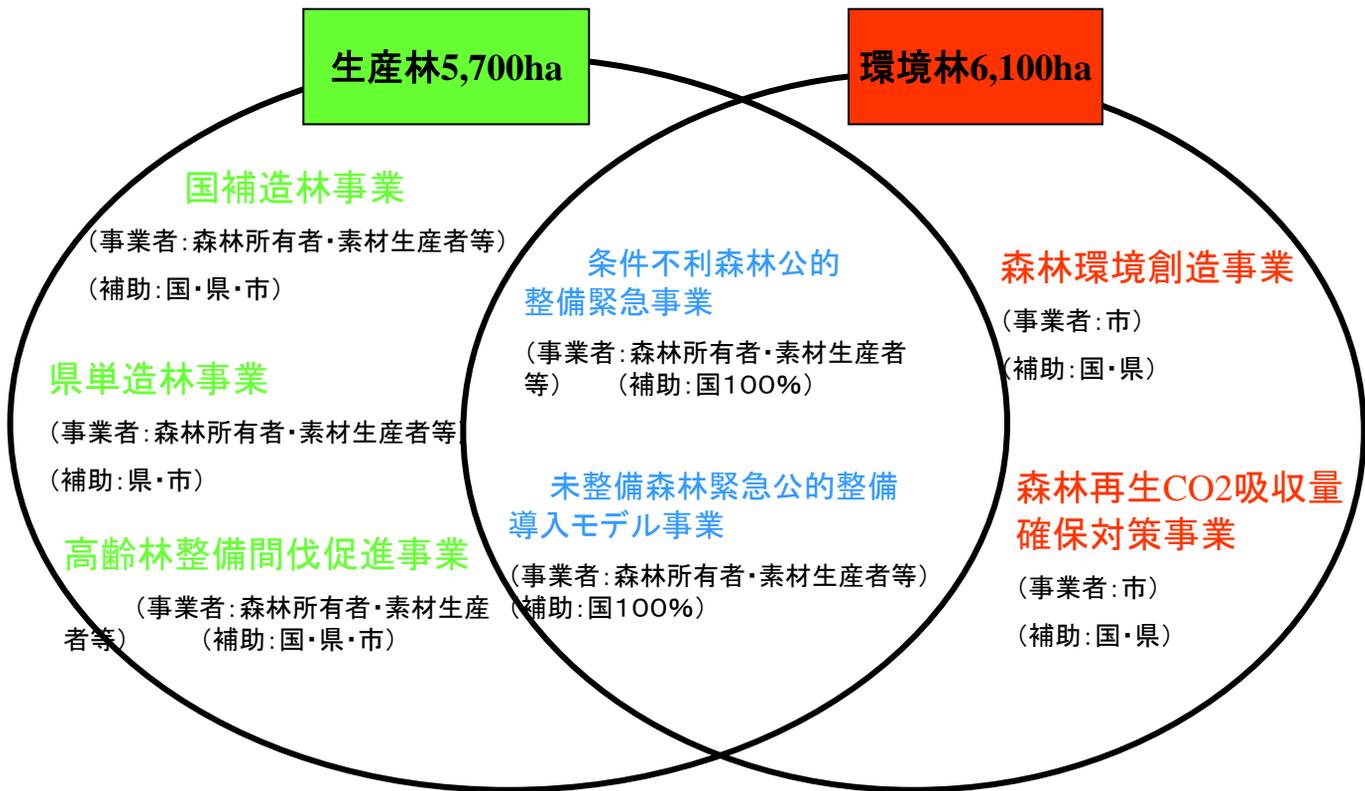


亀山市の森林・林業施策について

亀山市の森林面積は、市域の約64%にあたる約12,200haで、内民有林は約11,800haです。民有林はさらに「生産林」と「環境林」に区別されます。

I、亀山市の森林・林業事業体系



「生産林」とは

木材の持続的な生産のための森林区域であり、林道や作業道から近く、比較的木材を搬出しやすいところの森林が位置付けられています。

「環境林」とは

土砂の流出を防ぐ機能や水源かん養機能、地球温暖化防止機能など公益的機能を十分に発揮させることを目的とする森林区域であり、木材の生産効率の低い奥山が位置付けられています。

林業生産活動支援事業における利用間伐補助制度について

H21.6.30 環境森林部環境森林保全室
(0595-96-1349)

補助制度構築の背景

亀山市の森林面積は市域の約 64%にあたる約 12,200ha で、内民有林は約 11,800ha です。民有林はさらに「生産林※1」と「環境林※2」に区別されます。

元来、人工林、特に生産林では、林業の生産活動を通じて適切に整備されてきましたが、輸入材による国産材の価格下落により採算性が合わなくなり、さらに、林業の担い手の減少・高齢化により山林が整備されず、木材としての利用サイクルが成り立たなくなっており、森林が適正に管理されていないのが現状です。

そこで、現行の国・県の造林補助制度に市の支援制度を加え、木材の利用サイクルを充実させ、市域の「生産林」を適正に管理し林業の活性化を図ります。

※1 「生産林」：木材の持続的な生産のための森林区域であり、林道や作業道から近く、比較的木材を搬出しやすいところの森林を位置付けています。

※2 「環境林」：土砂の流出を防ぐ機能や水源かん養機能、CO₂ 吸収による地球温暖化防止機能など公益的機能を十分に発揮させることを目的とする森林区域であり、木材の生産効率の低い奥山を位置付けています。

補助制度の内容

市として下記の補助制度を 7 月 1 日から実施します。

- 伐採した間伐材の搬出を伴った間伐(利用間伐)への上乗せ補助(国・県の補助残の 80%以内) 事業予定量：40ha
- 利用間伐と同時に行う作業道等の開設への上乗せ補助(国・県の補助残の 80%以内) 事業予定量：2,500m
- 伐採した間伐材を市場等へ搬出する事業への定額補助
(県補助がない場合間伐材 1m³あたり 1,440円) 事業予定量：2,100m³

予算額：14,594千円